

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）に対する意見・質問対応表（案）

1	意見提出者数	2名		
2	意見件数	4件		
No	意見等の概要	市の考え方	対応	
1	<p>【答申案】意見付記部分（冒頭） 「○剪定枝資源化施設の整備について」に以下の文章を追加する。 *追加文章内容 ○剪定枝資源化施設の整備について、<u>高橋弘行委員より反対意見</u></p>	<p>審議会としての答申ですので、個人を特定するような文言を入れることはなじみません。</p>	<p>本文6行目を「なお、審議の過程において、下記のとおり<u>反対意見</u>がありましたので付記いたします。」とします。</p>	
2	<p>【答申案】○剪定枝資源化施設の整備についての本文2行目 「市の財政状況も一層厳しくなる中、高額な固定経費を支出することは困難である。」に追加 *追加内容 「市の財政状況も一層厳しくなる中、<u>子供たちに「負の遺産」を残さない為、高額な建設費と運営費等の固定経費を支出することは困難である。</u>」</p>	<p>語順を変えて、対応のとおり掲載します。</p>	<p>「市の財政状況も一層厳しくなる中、高額な<u>建設費と運営費等の固定経費</u>を支出することは困難である。 <u>子どもたちに「負の遺産」を残さないためにも、施設は整備せず、ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、民間業者に委託すべきである。</u>」とします。</p>	

No	意見等の概要	市の考え方	対応
3	<p>【答申案】○剪定枝資源化施設の整備についての本文4行目</p> <p>「このため、施設は整備せず、ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、民間業者に委託すべきである。」に追加し、一部を削除</p> <p>*追加及び削除内容</p> <p>「このため、施設は整備せず、ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、民間業者に委託すべきである、との反対意見。」</p>	<p>資料6 会議録（写）15 ページ 18 行目（着色部分）に基づく発言を掲載したものです。</p>	<p>修正なし。</p>
4	<p>【答申案】○剪定枝資源化施設の整備についての本文4行目</p> <p>「ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で」の文言は、いつ、誰が、どんな根拠（数値精算 etc.）をもって議論又は意見をしたのか、ご説明ください。</p>	<p>資料6 会議録（写）15 ページ 18 行目（着色部分）に基づく発言を掲載したものです。</p>	<p>修正なし。</p>